

令和6年度

いじめ防止基本方針

石岡市立石岡中学校

目 次

I いじめ防止対策のための基本方針

1	いじめ問題に関する基本的な考え	1
2	未然防止対策	2
3	早期発見	3
4	早期対応	4
5	重大事態とその対処	6
6	学校外のいじめの対応	6

II いじめ防止対策のための組織・年間計画・資料

1	いじめ対策委員会の設置	8
2	いじめ防止指導計画	9
3	いじめ発生時の対応フローチャート	10
4	重大事態発生時の対応フローチャート	11
	チェックリスト	12
	生活アンケート	14
	学校教育アンケート	16

I いじめ防止対策のための基本方針

はじめに

今、学校教育において、「いじめ問題」が生徒指導上の大きな課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、携帯電話等による新たないじめ問題が生じ、いじめはますます潜在・複雑化する様相を見せている。

このような中、令和元年12月に「茨城県いじめの根絶を目指す条例」が制定され、石岡市でも令和2年3月に「石岡市いじめ防止対策推進条例」が制定された。各条例では、学校の全ての教職員がいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと、組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

そこで、本校では、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を示し、いじめ問題を学校全体で正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」としてここに作成した。

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

(2) いじめの基本認識

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々、「未然防止」と「早期発見」に取り組むことが重要である。また、いじめが認知された場合には、「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、教職員がもつべきいじめ問題についての基本認識を以下に示す。

- ① いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 未然防止対策

(1) 生徒の実態を把握するために

① 教職員の気づきが基本

生徒や学級の様子を知るには、教職員の気づきが大切である。そのためには、生徒と同じ目線で考え、共に笑い、共に涙するといった場を共有することが大切である。その中で、生徒の言動から、個々のおかれている状況や精神状態を推察することができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握の方法

生徒の個々の状況や学校・学年・学級の実態を把握した上で、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが重要である。そのためには、生徒及び保護者への意識調査や、学級内の人間関係を把握する調査等を活用することが有効である。

(2) 望ましい集団を育成するために

生徒が、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」の取組が重要である。

生徒は、環境に大きな影響を受ける。教職員が生徒に愛情をもち、温かい学級経営や教育活動を展開することが、生徒に自己肯定感や充実感を与えることになり、いじめを未然防止する上で大きな力となる。

① 生徒から信頼される教職員

生徒は、教職員の言動をよく見ている。教職員の何気ない言動によって生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように心がけなければならない。教職員は、生徒の良きモデルとなり、慕われ、信頼されることが求められている。

② 教職員の協力体制

温かな学級経営や教育活動を学校全体で進めていくためには、教職員の共通理解を図ることが不可欠である。学級経営や授業、生徒指導について悩みを相談したり、アドバイスし合ったりする職場の雰囲気が大切である。

③ 自己肯定感の高揚

授業をはじめ、学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりが必要である。その中で、「認められた」「人の役に立った」という経験が、生徒を成長させる。また、教職員の生徒への温かい声かけが自己肯定感を高め、生徒は大きく変容する。

④ 自浄作用を高める生徒会活動

生徒が自らの行動を律し、望ましい集団となるためには、自浄作用を高めなければならない。生徒会が主体となり、意見を吸い上げ、企画を立案・運営しなければならない。特に、生徒総会や生徒フォーラムの場において、スローガンを掲げ、意識を共有することが大切である。

(3) 命や人権を尊重する心を育てるために

① 人権教育の充実

いじめは「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない」ことを生徒に理解させることが大切である。また、生徒が人の痛みを感じるができるよう、生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図

る必要がある。

② 道徳教育の充実

道徳的判断力の低さからおこる「いじめ」に対し、道徳の授業が大きな力を発揮する。生徒は、心が揺さぶられる教材や資料と出会い、互いの価値観を磨き合う学びの場を設定することで、自分自身の行動や生活を省みる。道徳の授業では、学級の実態に合わせて、題材や資料等の内容を十分に検討して取り扱う必要がある。

(4) 保護者や地域を巻き込んで

保護者会やPTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設定する。家庭教育の大切さなどを理解してもらうために、保護者会の開催や学校・学年だより等による広報活動も重要である。また、開かれた学校として協力体制を得るために、本基本方針を保護者会で説明し、HPに公開する。

3 早期発見

(1) いじめを見抜く教師の目

① 生徒の立場に立つ

いじめを見抜くためには、生徒一人一人を「人格のある人間」として向き合い、人権を尊重した教育活動を行う必要がある。そのためには、人権感覚を磨き、生徒の立場に立って、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒を守るという姿勢が大切である。

② 共感的に理解する

教師は、生徒の言動や表情などから、心の動きや状態を敏感に感じ取れるような感性を高めることが重要である。そのためには、生徒の気持ちを受け止め、共感的に理解しようとするカウンセリングマインドを高めることが求められている。

(2) いじめ発見の手立て

○ アンケート

学校全体で、いじめ発見のためのアンケートを計画的にとることは、いじめを早期発見するために有効である。アンケートを実施する上での留意点を確認し、全ての教職員の共通理解のもと、実施する。

○ チェックリスト

生徒の授業中や休み時間、給食など学校生活の様々な場面について、いじめを早期発見するために観察の視点を決めて全職員で実施する。チェックリストを繰り返し活用することで、教職員の観察力も向上する。

○ 教育相談体制

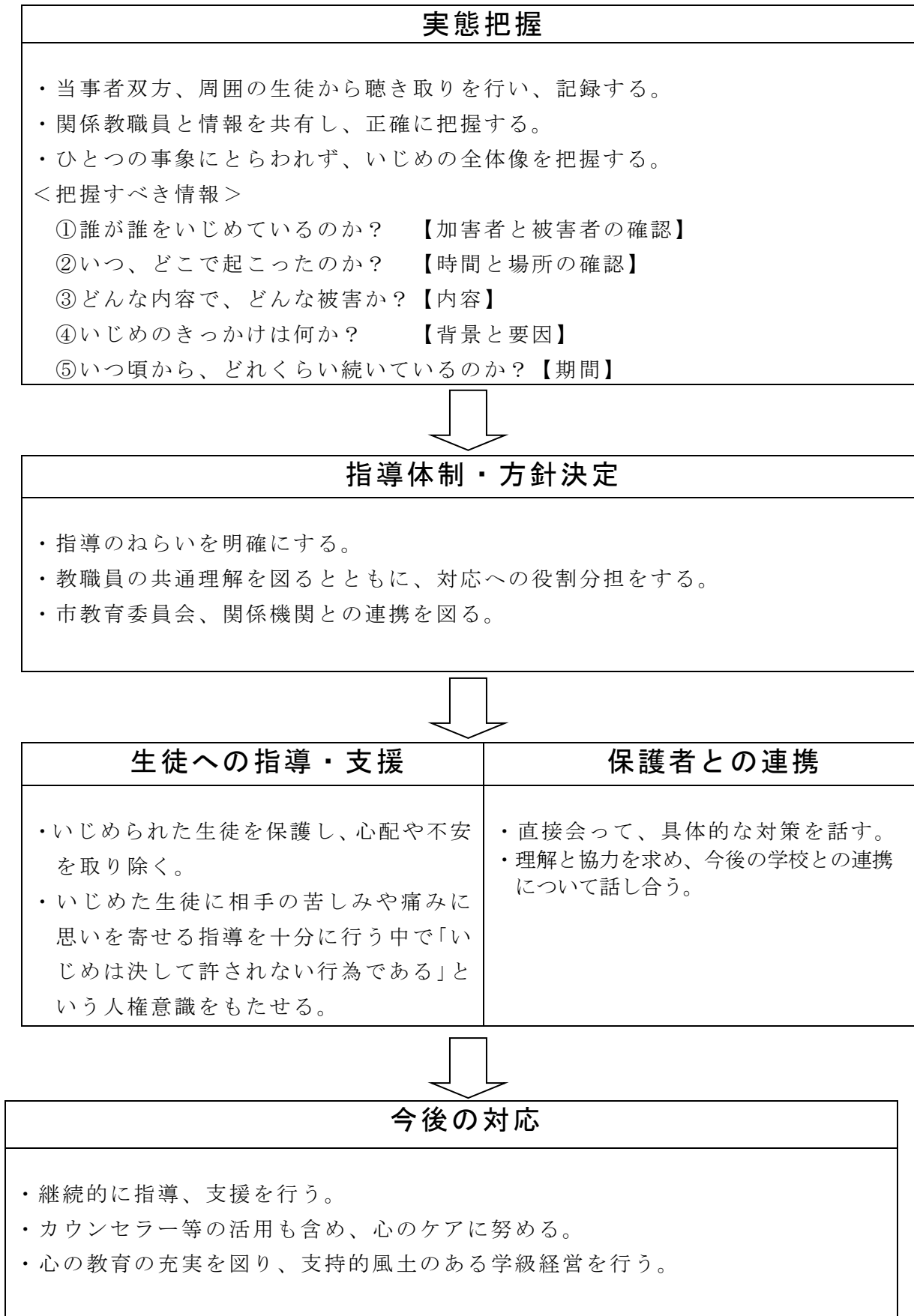
定期的な教育相談を行うだけでなく、チャンス相談等を実施し、いじめを早期発見する教育相談体制を整える。必要があれば、スクールカウンセラーとも連携しながら教育相談を行う。

○ いっちゃんのポッケ

教職員に直接話すことが苦手な生徒のために、校内に「いっちゃんのポッケ」を設置していじめの早期発見に努める。また、茨城県が設置している「いじめなくそう！ ネット目安箱」についても周知し、活用を図る。

4 早期対応

(1) いじめ対応の基本的な流れ



(2) いじめ対応の留意点

① いじめられた側への対応

生徒に対して

- 事実確認をするとともに、冷静かつ受容的な姿勢で話を聞く。
- 「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を約束する。
- 必ず解決できる希望がもてるようにする。
- 自信をもたせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるように配慮する。

保護者に対して

- その日のうちに家庭訪問等をし、事実関係を直接伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- 保護者の気持ちを共感的に受け止める。
- 家庭との連携を図りながら、解決に向けて全力で取り組むことを伝える。
- 今後の生徒の様子に注意し、些細なことでも相談するように伝える。

② いじめた側への対応

生徒に対して

- いじめをするようになった原因やいじめでしか自分を表現できなかった気持ちを引き出す。
- 相手にどれほどの苦しみを与えたかについて、いじめられた生徒の心の痛みを共感させる。
- いかなる理由があっても、決して許される行為ではないことを理解させる。
- 思いやりの心や規範意識の育成を目指して、人間としてとるべき行動について考えさせるように継続的に指導する。

保護者に対して

- 正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、助言する。

③ 周囲の生徒への対応

- 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学校・学年、学級全体で示す。
- はやし立てたり、見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを理解させる。

5 重大事態とその対処

(1) 重大事態の調査

重大事態（※）に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。

※ いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

（自殺の企図・身体の重大な傷害・金品等に重大な被害・精神性の疾患を発症 等を想定）

※ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合）

（いじめ防止対策推進法 第28条）

(2) 重大事態発生時の報告と調査

重大事態が発生した旨を市教育委員会に報告するとともに、調査を行ったときは、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。（P11 フロー図参照）

6 学校外のいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法によりいじめを行うもの。

名称	<ul style="list-style-type: none"> ◇メール・チェーンメール ◇ブログ・プロフィールサイト ◇学校非公式サイト（学校裏サイト） ◇SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略） ◇動画共有サイト
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ◆匿名性により、自分だと分からなければ何を書いてもかまわないと、安易に誹謗中傷が書き込まれ、被害者にとっては、周囲のみんなが誹謗中傷していると思うなど、心理的ダメージが大きい。 ◆掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。 ◆スマートフォンで撮影した写真を安易に掲載した場合、写真に付加された位置情報（GPS）により自宅等が特定されるなど、利用者の情報が流出する危険性がある。 ◆一度流失した個人情報は、回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする危険性がある。

(2) 未然防止のためには

■保護者会等で伝えたいこと■

- 生徒のタブレットや携帯電話等を第一義的に管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、危険から守るためのルールづくりをすること、特に携帯電話を持たせる必要性について検討すること
- インターネットへのアクセスは、「トラブルの入口に立っている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識をもつこと
- ネット上のいじめは、他の様々ないじめ以上に生徒たちに深刻な影響を与えること

を認識すること

- メールを見たときの表情の変化など、小さな変化に気付いたときには躊躇なく問いかけ、必要に応じて、学校へ相談すること

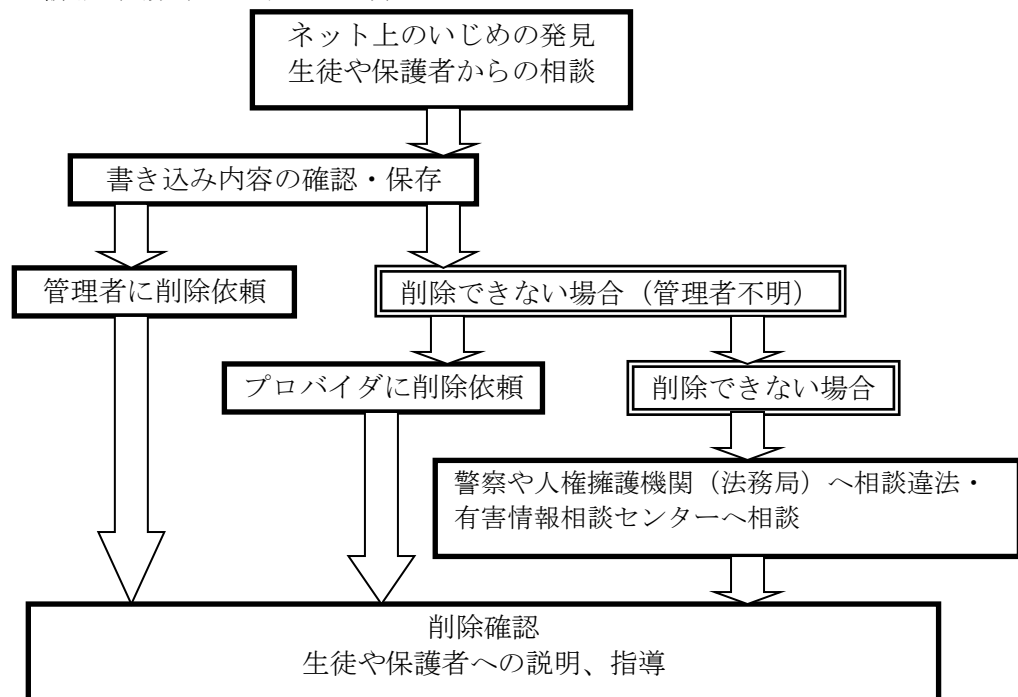
■生徒への指導のポイント■

- 発信した情報は、多くの人にすぐに広まること
- 匿名でも書き込みをした人は、特定できること
- 違法情報や有害情報が含まれていること
- 書き込みが原因で、思わぬトラブルを招き、様々な犯罪につながる事
- 一度流出した情報は、簡単に回収できないこと

(3) 早期発見・早期対応のためには

家庭や学校において、誹謗中傷など悪質な書き込みの事実が明らかになった場合、事件化を考えるよりも生徒の精神的負担を最小限に食い止めることや、書き込み内容がエスカレートすることによる二次的なトラブルを未然防止するため、書き込みの削除を最優先に対応することが必要である。

<個人情報や誹謗中傷等の削除の手順>



① 管理者への連絡

- ・サイト内で管理者への連絡方法を確認し、それに従って依頼する。
(「削除用入力フォーム」等が掲載されている場合が多い)

② 管理者が削除に応じない場合

- ・プロバイダ責任制限法に基づいて、掲示板を運営しているプロバイダに削除を依頼する。

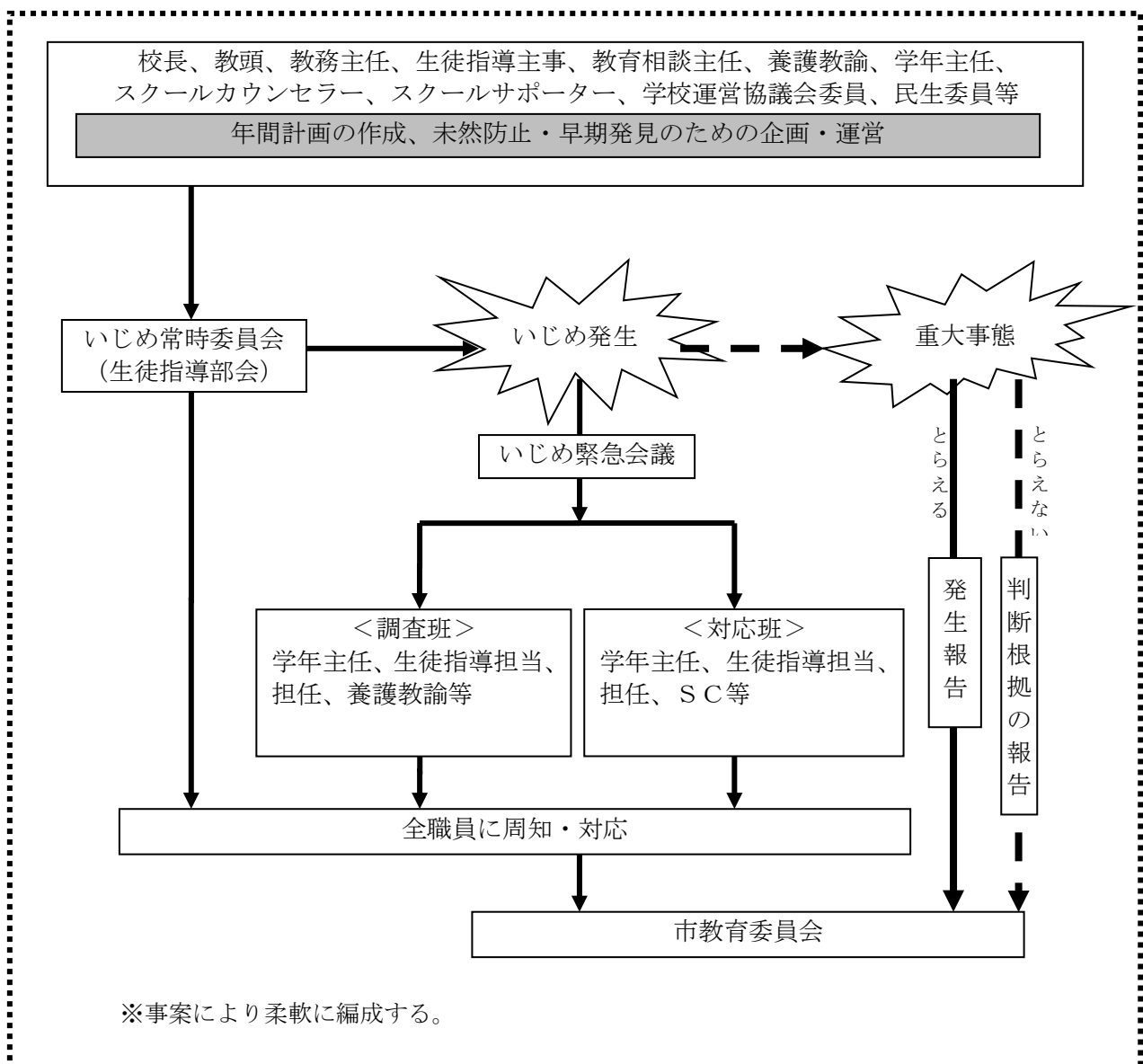
※管理者が削除の依頼に応じない等のトラブルが生じた場合は、警察等に相談する。

II いじめ防止対策のための組織・年間計画・資料

1 いじめ対策委員会の設置

- (1) いじめ対策委員会は、校長が任命した教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭、学年主任を中心に、スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校運営協議会委員、民生委員などを委員として設置する。なお、事案に応じて柔軟に編成する。
- (2) いじめ対策委員会は、いじめ防止対策のための年間計画を作成し、未然防止・早期発見のための企画・運営を行う。
- (3) いじめ常時委員会は、定期的に行われ、いじめの未然防止・早期発見を目指すとともに、報告される事案に関して、いじめであるか否かの判断を組織的に行う。
- (4) いじめ事案の発生時は、緊急会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班等を編成して対応する。
- (5) 重大事態の発生時は、速やかに市教育委員会に報告するとともに、関係機関と連携して対応する。
- (6) いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底する。

<いじめ対策委員会組織>



2 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止や早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要がある。そのため、年度当初に組織体制を整えると同時に、年間の指導計画を立て、学校全体でいじめ問題に取り組まなければならない。

<年間指導計画>

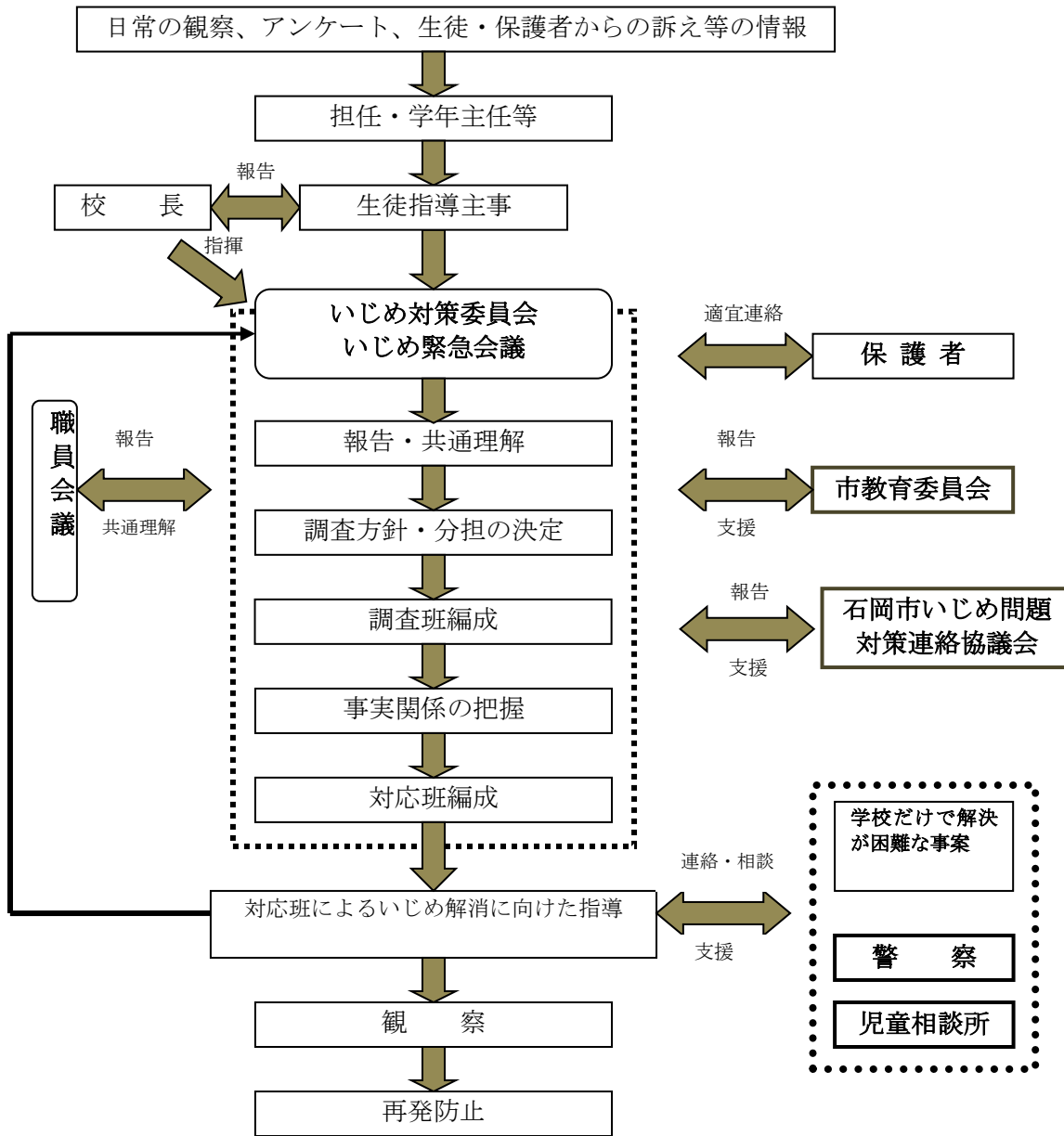
	4月	5月	6月	7月
職員会議等	←----- 常時委員会, いじめ緊急会議 (事案発生時), 市教委報告 ----->			
	いじめ対策委員会 ・方針, 指導計画			
防止対策	いじめ実態把握調査	学級・学年づくり 人間関係づくり		
早期発見	生徒アンケート	チェックシート 生徒アンケート	生徒アンケート	保護者アンケート 教育相談 生徒アンケート

	8月	9月	10月	11月	12月
職員会議等	←----- 常時委員会, いじめ緊急会議 (事案発生時), 市教委報告 ----->				
		いじめ対策委員会 ・情報共有			
防止対策		学級・学年づくり 人間関係づくり	生徒フォーラム プロジェクトI いじめにNO! 未来へ GO! プロジェクト		
早期発見		チェックシート 生徒アンケート	生徒アンケート	生徒アンケート	保護者アンケート 教育相談

	1月	2月	3月
職員会議等	←----- 常時委員会, いじめ緊急会議 (事案発生時), 市教委報告 ----->		
		いじめ対策委員会 ・次年度の課題把握	
防止対策	新入生事前指導		
早期発見	生徒アンケート	チェックシート 生徒アンケート	教育相談

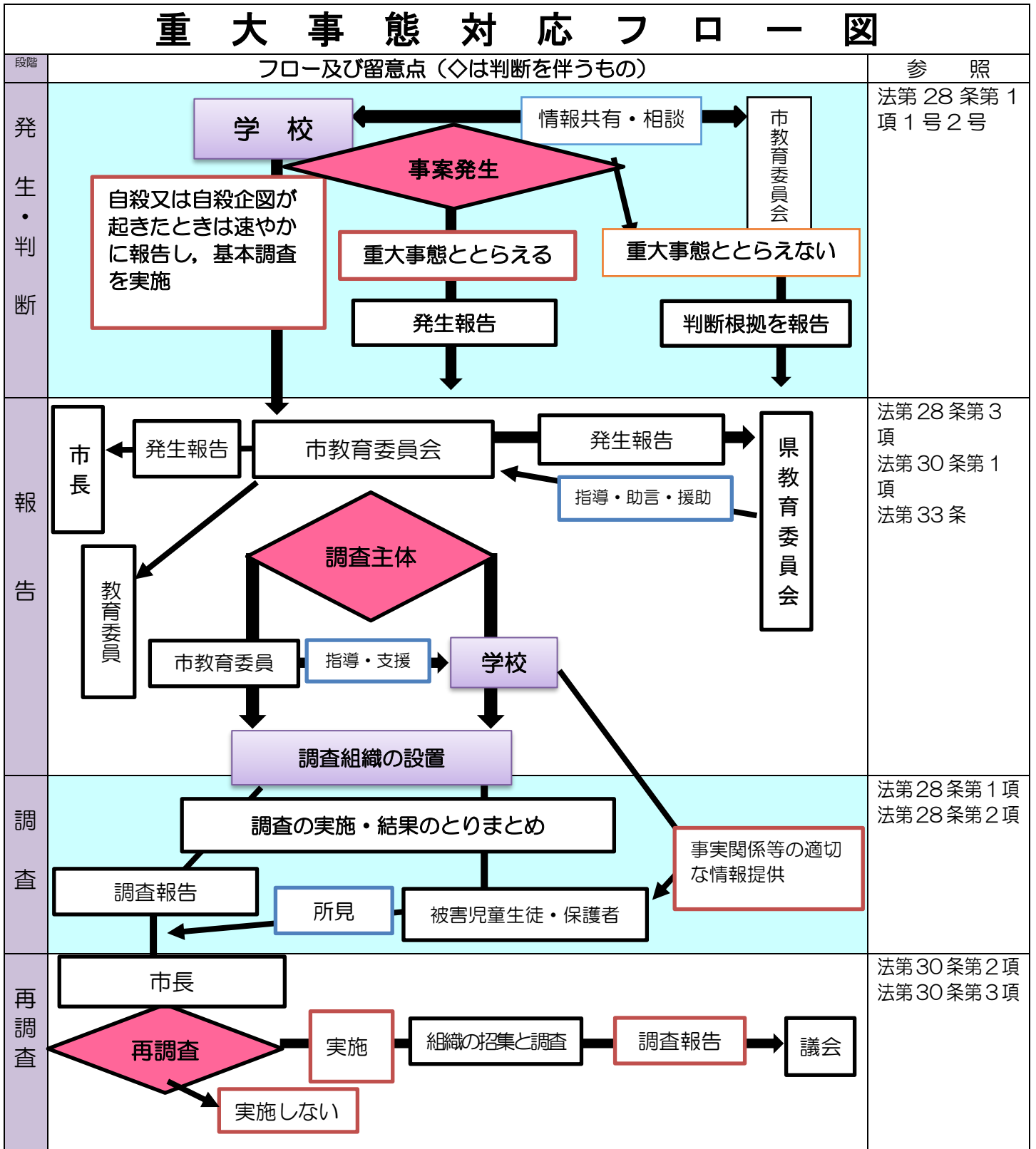
3 いじめ発生時の対応フローチャート

いじめを認知した場合は、一人で抱え込まず、学年及び学校全体で対応する。担任が一人で抱え込み、生徒をよりつらい状況に追い込むことを避けるために、校長がいじめ対策委員会による緊急会議を開催し、指導方針を立てて、組織的に取り組む。



- ※ いじめの事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。
- ※ いじめの解消にあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。
- ※ 解消判断は3ヶ月が目安（平成29年3月14日通達より）

重大事態対応フロー図



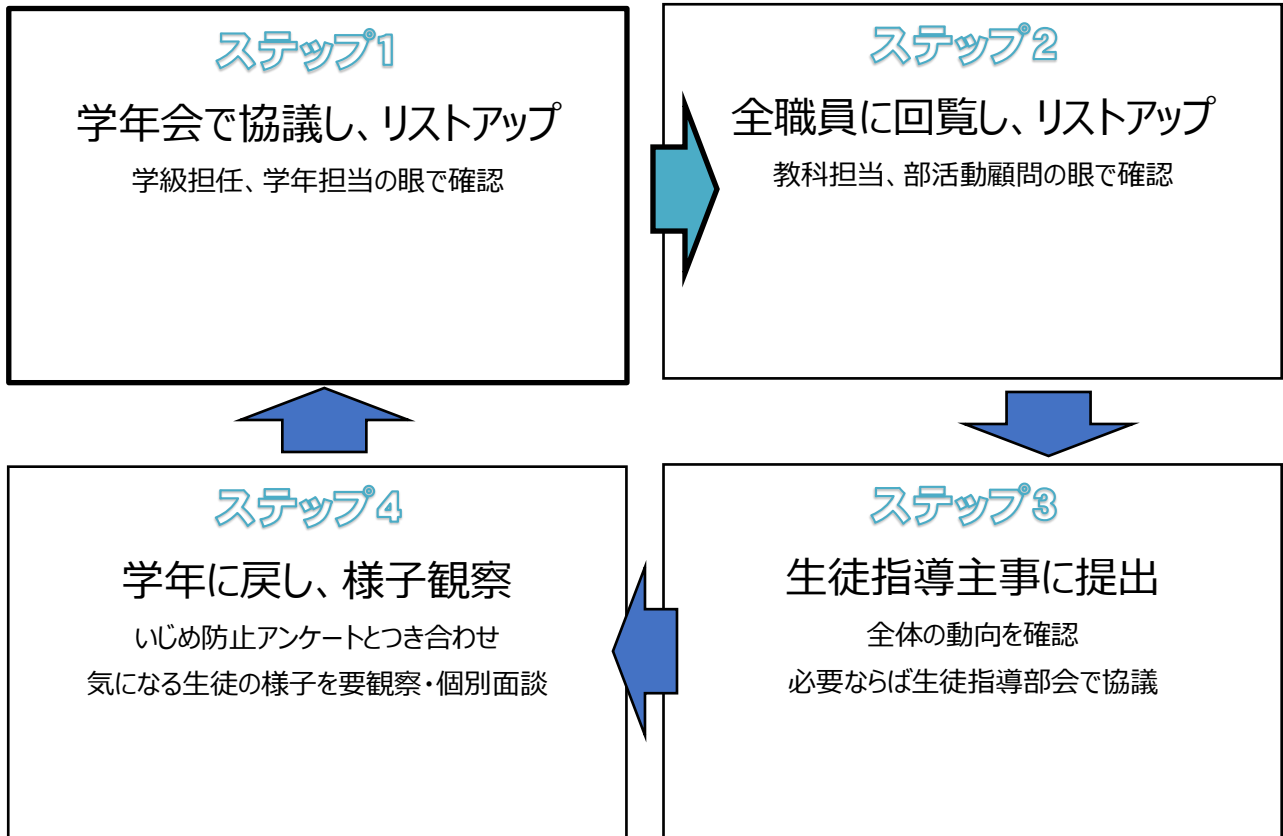
いじめ早期発見のためのチェックリスト

第【 】学年チェックリスト 令和 年 月 日（ ）実施

場 面	観 点	あてはまる生徒の名前（クラス）
登 校 時	●遅刻、欠席が増えた。	
	●表情が暗く、元気がない。無理に明るい。	
	●体調不良を訴えることが増えた。	
授 業 中	●忘れ物が増えた。	
	●学習意欲が低下した。成績が急に低下した。	
	●グループ学習の時に、机を離されたり、避けられたりする。	
	●発言に対し、冷やかしかからかいが多い。	
	●保健室によく行くようになった。	
休 み 時 間 昼 休 み	●一人で過ごすことが増えた。	
	●職員室（保健室・事務室）によく来るようになった。	
	●遊びと称して友達とふざけあっているが、表情がさえない。	
	●遊びの中で、いつも同じ役をさせられている。	
	●トイレにこもっていることが多い。	
	●ケガや傷が多い。服を汚す。	
	●教員にまわりつく。用もなく寄ってくる。	
給 食	●食欲がない。給食を食べない。	
	●特定の生徒が配膳すると嫌がられる。	
	●嫌がる仕事をよく任されている。	
清 掃	●みんなが嫌がる分担をさせられている。	
放 課 後 部 活 動	●早退が増えた。	
	●なかなか下校しようとしらない。	
	●慌てて一人で帰宅する。	
	●部活動を休みがちになる。	
	●部活動への参加意欲が低下している。	
そ の 他	●グループ分けなどで、なかなか所属が決まらない。	
	●持ち物や掲示物に落書きされる。	
	●生徒の所にゴミが置かれている。	
	●立場が弱い生徒にあたる。	

～先生方へ～

このシートは、各先生方が、いじめの兆候に早く気付けるように学級集団をチェックするリストです。チェックリストを通して教師の眼で観察し、いじめ防止アンケートを通して生徒の声に耳を傾けます。気になる項目にあてはまる生徒がいた場合には、名前（クラス）を書き入れ、その生徒の様子を慎重に観察してください。よろしくお願いします。



回覧の流れ：担当学年→他学年→養護教諭→生徒指導主事（1部コピー）→教務→管理職

※先生方の名前の欄に✓を入れてください。

1																				
年																				
2																				
年																				
3																				
年																				

養護教諭	生徒指導主事	教務主任	教頭	教頭	校長

※4学年の先生方は押印をお願いします。

気になること・嫌なことはありますか？

今月の生活（授業中や部活動、放課後などを含む）を振り返って、当てはまる方を○で囲んでください。

1 自分のことについて

- | | | |
|-----------------------------------|----|----|
| ① 仲間はずれにされたり、無視されたりする。…………… | ある | ない |
| ② いじられたり、からかわれたり、悪口を言われる。…………… | ある | ない |
| ③ 嫌なことをされたり、バカにされたりする。…………… | ある | ない |
| ④ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。…………… | ある | ない |
| ⑤ 役割や当番を押しつけられたり、物を持たされたりする。…………… | ある | ない |
| ⑥ 脅すようなことを言われたり、危険なことをさせられたりする。… | ある | ない |
| ⑦ 服を脱がされるなど、恥ずかしいことをされる。…………… | ある | ない |
| ⑧ インターネット上で、悪口や変なことを書かれている。…………… | ある | ない |
| ⑨ 自分の物を隠されたり、壊されたりする。…………… | ある | ない |
| ⑩ お金や物をとられたり、おごらされたりする。…………… | ある | ない |

2 周りの人のことについて

された人が平気な様子をしていたり、「大丈夫」と言ったりしていても、最近、次のことが起こっていたら（現在も進行していたら）、○で囲んでください。

- | | | |
|--|----|-----|
| ① 仲間はずれにされたり、無視されたりしている人がいる。…………… | いる | いない |
| ② いじられたり、からかわれたり、悪口を言われている人がいる。…………… | いる | いない |
| ③ 嫌なことを言われたり、バカにされたりしている人がいる。…………… | いる | いない |
| ④ 遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりしている人がいる。…………… | いる | いない |
| ⑤ 役割や当番を押しつけられたり、物を持たされたりしている人がいる。…………… | いる | いない |
| ⑥ 脅すようなことを言われたり、危険なことをさせられたりしている人がいる。…………… | いる | いない |
| ⑦ 服を脱がされるなど、恥ずかしいことをされている人がいる。…………… | いる | いない |
| ⑧ インターネット上で、悪口や変なことを書かれている人がいる。… | いる | いない |
| ⑨ 自分の物を隠されたり、壊されたりしている人がいる。…………… | いる | いない |
| ⑩ お金や物をとられたり、おごらされたりしている人がいる。…………… | いる | いない |

3 自分や学級（学校）について、先生に知らせたいことがあったら書いてください。

※上記の内容がない人は、最近学級（学校）で良かったことや楽しかったことを書いてください。（2行以上）

4 相談したいことがある人はここに出席番号を書いてください。

希望があれば、相談したい先生の名前を書いてください

（ ） 姓

学校生活に関するアンケート (生徒用)

石岡中学校をよりよい学校にするために、下記の項目に最も当てはまる数字を選んでください。

A…よくあてはまる B…ややあてはまる C…あまりあてはまらない D…まったくあてはまらない			
題	No	アンケート内容	評 価
学 習 ・ 授 業	1	わたしは、授業に集中して取り組んでいる。	A B C D
	2	わたしは、毎日家庭学習をしている。 (A…3時間以上、B…2時間以上、C…1時間以上、D…1時間未満、E…ほとんどしていない)	A B C D
	3	わたしは、課題について教えたり、教わったりしながら、課題解決に努めている。	A B C D
	4	先生方は、授業にいろいろな工夫をしている。(ICT や掲示物等)	A B C D
	5	先生方は、わかりやすい授業に努めている。	A B C D
学 校 生 活	6	わたしは、学校へ行くのが楽しい。	A B C D
	7	わたしは、安心して学校生活を送っている。	A B C D
	8	わたしは、学校の決まりを守っている。	A B C D
	9	先生方は、悩みや相談に親身になって応じてくれる。	A B C D
	10	先生方は、いじめのない学校作りに努めている。	A B C D
教 育 活 動	11	わたしは、学校(学年)行事に意欲的に参加している。	A B C D
	12	わたしは、学校からのたよりを忘れずに家の人に渡している。	A B C D
	13	わたしは、相手や場に応じた言葉遣いをしている。	A B C D
	14	先生方は、「ダメなことはダメである」と指導している。	A B C D
	15	先生方は、生徒の努力や能力を適切・公平に評価している。	A B C D
重 点 目 標	16	わたしは、あいさつを進んで行っている。	A B C D
	17	わたしは、けがや事故に気を付けて生活している。	A B C D
	18	わたしは、全校集会でしっかりと話を聞いている。	A B C D
	19	先生方は、魅力ある学校行事づくりや部活動運営に努めている。	A B C D
	20	先生方は、生徒が主役になれるように学校づくりに努めている。	A B C D
登 下 校	21	あなたの、主な登下校の方法を教えてください。 A 徒歩 B 自転車 C スクールバス D 送迎	A B C D
	22	あなたは、正門(A)、裏門(B)のどちらから登校しますか。	A B
	23	登下校の際、危険と思われる場所がありますか。ある(A)、ない(B)	A B
	24	Aの生徒に聞きます。それはどこで、どのようなことですか。(下の欄に記入してください)	
自由記述欄 ※学校や先生方に伝えたいことがあったら書いてください。			